

## 緊急事態宣言発令の場合についてのご案内

2021年1月13日  
株式会社 Office You

新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言及び時短営業要請の発令された場合  
以下の方針にて対応することをご案内いたします。

### 【MARCH コンピュータースクールにおける方針】

大阪府の感染予防ガイドラインに準拠した感染症対策を実施しているため、一部クラスを  
除き休業は原則行いません。

19時以降の営業については、当面の間休業致します。(時短営業)

### 【授業料減額・減免について】

特にありません。但し、授業料の減免等については個別にご相談となります。

### 【本社及び営業所について】

- ・ 本社及び各事業所が全て緊急事態宣言及び休業要請発令地域のため、  
本日より緊急事態宣言もしくは休業要請が解除されるまで当面の間休業致します。  
ただし、HPよりの問い合わせ・ご注文については通常通りお受けいたしております。  
完全リモートワークを今回より実施致します。

ご理解・ご協力よろしく申し上げます。